

# 「技術者倫理と企業倫理、その実践」

「倫理」は、「知識」ではなく、  
「適切な行動の仕方（知恵）」にしなければならない。

令和6年11月1日

櫻井 克信

（（株）日水コン コンサルティング本部）

# 目次

【本講演資料の取扱いのお願い】  
本資料には講師個人の見解が含まれていますので、受講者各位に限っての閲覧をお願いいたします。

## 経歴と本日説明事項との関係

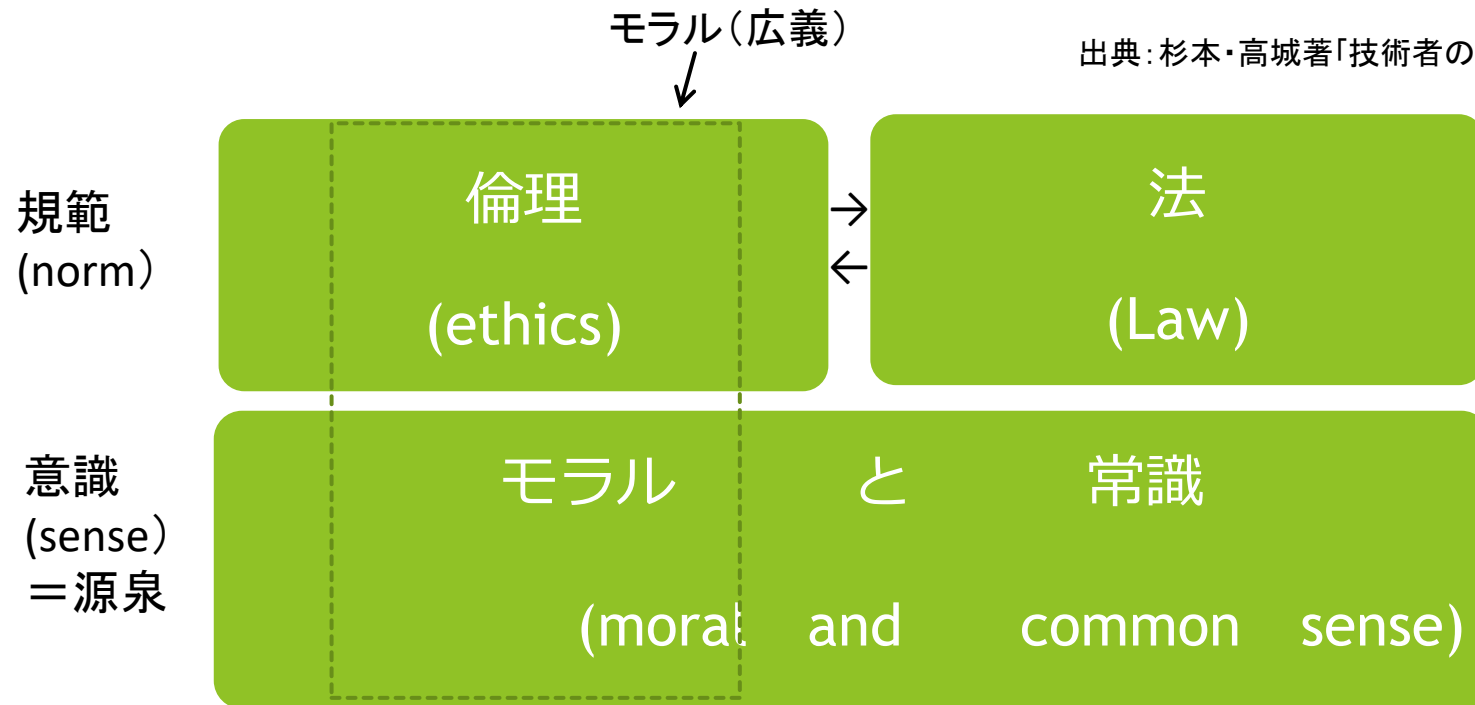
1. 用語の説明
2. 技術士倫理綱領の改定内容
3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題
4. 最近の事例に学ぶこと
5. 危機管理の経験から
6. まとめ～実践に向けて～

# 経歴と本日説明事項との関係

- ▶ 1995年 技術士試験合格
- ▶ 2000年 技術士法改正
- ▶ 2001年4月 国土交通省河川局海岸室長
- ▶ 2001年12月 重大事故発生
- ▶ 2008年8月 (社) 全国上下水道コンサルタント協会
- ▶ 2015年6月 水コン協ビジョン改定
- ▶ 2015年7月 (株) 日水コン、(公社) 日本技術士会入会
- ▶ 2016年6月 (一社) 全国上下水道コンサルタント協会  
倫理委員会倫理関係規則小委員会委員長
- ▶ 2017年6月 水コン協倫理綱領 改定
- ▶ 2017年6月 公益社団法人日本技術士会 理事・倫理委員会副委員長
- ▶ 2019年6月 公益社団法人日本技術士会 理事・倫理委員会委員長
- ▶ 2021年9月 公益社団法人日本技術士会 倫理委員会 倫理綱領関係規定改定WG委員
- ▶ 2023年3月 技術士倫理綱領 改定

# 1. 用語の説明

## 1) 倫理 (ethics) と法 (Law)



モラル: 人が対人関係において、してよいことと、してはいけないことを識別し判断する基準を備えていて、その判断に従って行為しようとする意識

規範: 言葉や文字で表現されたもの

倫理: 人それぞれが自主的に順守するよう期待される **自律的な規範**

法(法律): 人々が順守するよう権力によって強制する **他律的な規範**

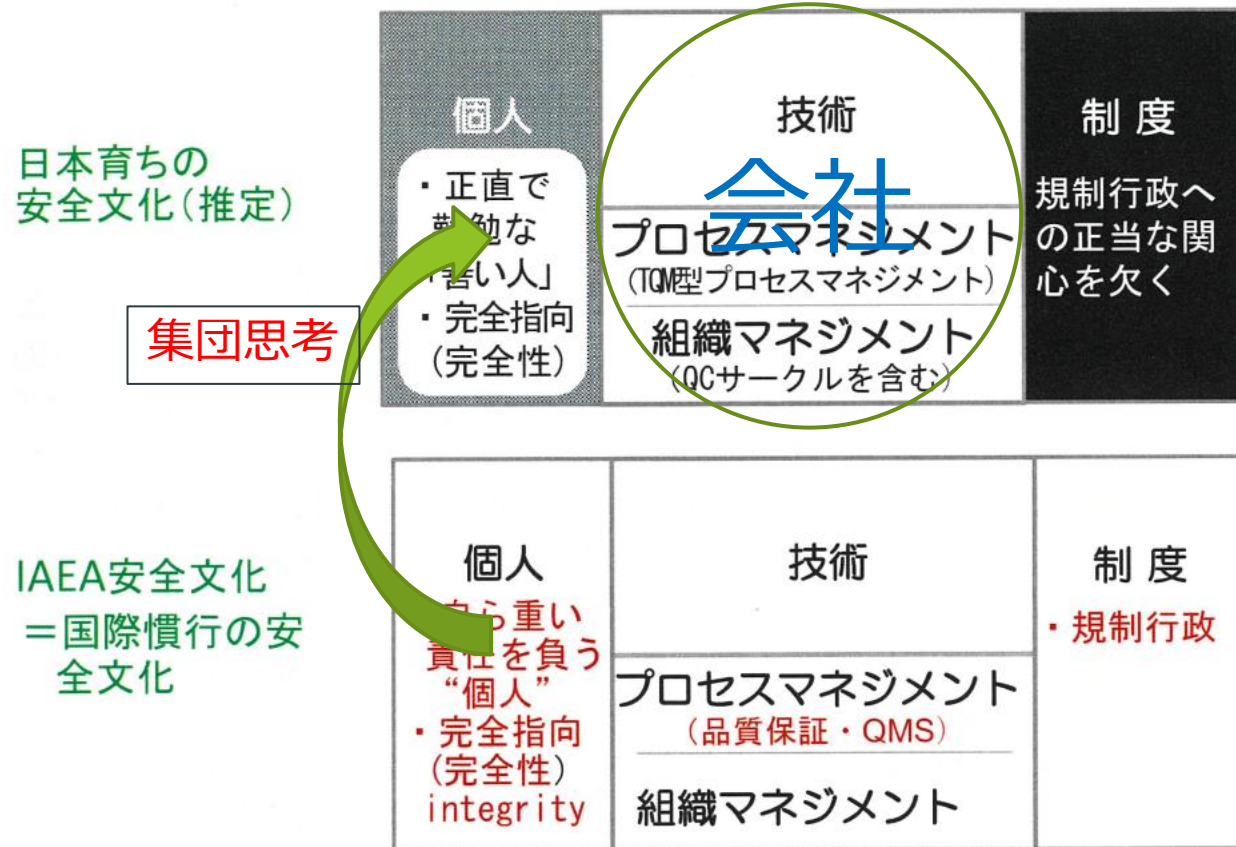
名称に関係なく、  
自律的or他律的  
で分類

# 1. 用語の説明

参考：倫理 (ethics) と法 (Law)

「安全文化」の相違

関与できる



集団思考

【ベースの図は、杉本泰治氏 講演資料から引用】

# 1. 用語の説明

## 2) 技術者倫理と企業倫理

### 技術（業）の倫理（Engineering Ethics）

技術者倫理（Engineer's Ethics）  
技術者個人（例 技術士）

（企業倫理  
技術業）企業（例 コンサルタント）

（制定者 本人）  
実践者 本人

制定者 経営者（層）  
実践者 経営者（層） 社員

提唱：技術士倫理綱領など

提唱：水コン協倫理綱領など

# 1. 用語の説明

## 2) 技術者倫理と企業倫理 2

### 技術者倫理

日本技術士会の「技術士倫理綱領」は、  
会員の意見を聞く機会を設け、  
その意見を反映させたうえで  
理事会で制定

実践する技術士が、  
技術士会が決めたから順守 : ?  
自分事として順守 : 自律的

### 企業倫理

企業の倫理（方針）は、  
取締役会等で制定  
（企業として）自律的  
（経営者層）

実践する経営者層 : 自律的

実践する社員  
規則などで義務付 : 他律的

**経営者が、自ら定めた倫理を徹底させるためには、  
構成員（経営層・社員）に規則等により具体的な行  
動基準を示し、実践を促さなければならない。**

## 参考：各団体「倫理綱領」の制定・改定の履歴

年	日本技術士会	水コン協	備考（建コン協の動き、他）
1961（S36）年	技術士業務倫理要綱		
1975（S60）年		会員の倫理に関する規約	H3/7 倫理綱領
1996（H8）年		会員の倫理に関する規約（改正）	
1999（H11）年	技術士倫理要綱		
2000（H12）年	技術士法改正	倫理綱領	
2007（H19）年	プロフェッション宣言		
2011（H23）年	技術士倫理綱領		東日本大震災
2017（H29）年		倫理綱領（改定）	R1 倫理綱領改定
2023（R5）年	技術士倫理綱領（改定）		



# 1. 用語の説明

## 3) 予防倫理 + 志向倫理 へ

### 予防倫理

- ① 規制的、抑制的：不適切な行為を防止。技術がもたらす悪影響を強調  
(～してはならない。～すべきである)
- ② 狙い： **安全・健康**の確保



### 志向倫理 (積極的倫理)

- ① 前向き：技術がもたらす恩恵に着目。技術者の鼓舞・動機づけ  
→ 優れた意思決定、良い行動を促す
- ② 狙い： **福利 (幸せ)** への貢献  
(良い仕事・成果 (Good Work) → 社会・公衆に貢献)



技術を活かし、**技術者個人の幸せ・企業の発展と、公衆の福利 (幸せ) を!**  
**Well-Being**

# 1. 用語の説明

## 参考 「志向倫理」とは

「志向倫理とは、**技術者が「意味のある人生」を送ることを目指すもの**」  
(森岡・蔵田編『人生の意味の哲学入門』春秋社等)

「人生の意味は、**客観的な価値と、**  
**それに対する主観的な満足**  
**との双方があるときに生まれる。」**

「志向倫理に基づく行為」 (チャールズ・E・ハリスJr. )

- 1、模範となる専門的卓越性を示すこと
- 2、超義務的な予防的行為
- 3、よい仕事 (good work)
- 4、利他的な行為

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 1) 日本技術士会における「倫理綱領」の変遷

- ▶ 1957年 技術法公布
- ▶ 1961年「技術士業務倫理要綱」制定
- ▶ 1999年「技術士倫理要綱」改定
- ▶ 2000年 **技術士法改正**

目的：国際的に通用する技術者資格として整備するため

内容：公益確保の責務（第45条の2）、  
資質向上の責務（第47条の2）が明示

- ▶ 2007年1月「**技術士プロフェッション宣言**」発表
- ▶ 2011年3月「技術士倫理綱領」制定
- ▶ 2023年3月 現行「技術士倫理綱領」制定

技術士：Consulting Engineer

英語表記改称 技術士：  
Professional Engineer, Japan  
(略称 P.E.Jp)

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 2) 技術士法の改正（2000年）内容

「信用失墜行為の禁止」（第44条）、

「技術士等の秘密保持義務」（第45条）、

罰則 第59条

「技術士の名称表示の場合の義務」（第46条）

に加えて、

#### 「技術士等の公益確保の責務」（第45条の2）

第45条の2 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、**公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。**

#### 「技術士の資質向上の責務」（第47条の2）

第47条の2 技術士は、常に、その業務に関して有する**知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質向上を図るよう努めなければならない。**

## 2. 技術士倫理綱領改定内容

### 3) 技術士プロフェッション宣言

# 技術士プロフェッション宣言

2007（平成19）年1月

#### プロフェッションの概念

- 1 教育と経験により培われた高度の専門知識及びその応用能力を持つ。
- 2 厳格な職業倫理を備える。
- 3 広い視野で公益を確保する。
- 4 職業資格を持ち、その職能を発揮できる専門職団体に所属する。

われわれ技術士は、国家資格を有するプロフェッションにふさわしい者として、一人ひとりがここに定めた行動原則を守るとともに、公益社団法人日本技術士会に所属し、互いに協力して資質の保持・向上を図り、自律的な規範に従う。

これにより、社会からの信頼を高め、産業の健全な発展ならびに人々の幸せな生活の実現のために、貢献することを宣言する。

## 技術士の行動原則

- 1 高度な専門技術者にふさわしい知識と能力を持ち、技術進歩に応じてたえずこれを向上させ、自らの技術に対して責任を持つ。
- 2 顧客の業務内容、品質などに関する要求内容について、課せられた守秘義務を順守しつつ、業務に誠実に取り組み、顧客に対して責任を持つ。
- 3 業務履行にあたりそれが社会や環境に与える影響を十分に考慮し、これに適切に対処し、人々の安全、福祉などの公益をそこなうことのないよう、社会に対して責任を持つ。

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) 2023年改定のポイント

2011年改定綱領の大枠の維持  
(プロフェッション宣言反映済み)

- 1 あるべき技術士像の明確化
- 2 社会の変化への対応
  - ①安全に対する考え方の変化
  - ②持続可能性の概念の広がり
  - ③組織ぐるみの不正の多発
  - ④新技術や分野横断的な取り組みの増大
  - ⑤利益相反や人権に対する意識の高まり
- 3 『志向倫理』化
- 4 実践に向けて
  - ①綱領本文の構成の変更
  - ②「技術士倫理綱領への手引き」の編纂

「基本綱領+指針」に

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -1 あるべき技術士像の明確化

- ・ 綱領本文では用いていない上位の倫理概念として、「公益の確保」「信頼を得て」「自律的に行動」を掲げた

【前文】

[https://www.engineer.or.jp/c\\_topics/009/attached/attach\\_9289\\_4.pdf](https://www.engineer.or.jp/c_topics/009/attached/attach_9289_4.pdf)

**現版**（**緑字**：旧版からの追加・変更部分）

**旧版及び指針**（**赤字**：現版での削除部分）

技術士は、科学技術の**利用**が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して**安全**で持続可能な社会の実現**など、公益の確保**に貢献する。

技術士は、**広く信頼を得て**その使命を全うするため、**本倫理綱領**を遵守し、品位の向上と技術の研鑽に努め、**多角的・国際的な視点**に立ちつつ、公正・誠実を旨として**自律的に行動**する。

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするため、**技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動**する。



## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -2 社会の変化への対応

#### ① 安全に対する考え方の変化

- ・大規模自然災害、原発事故などの発生を踏まえて、様々なリスクを評価し、万々に備える具体的な手順を提示

【本文】

現版（緑字：旧版からの追加・変更部分）	旧版及び指針（赤字：現版での削除部分）
<p>（安全・健康・福利の優先）</p> <p>1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。</p> <p>（1）技術士は、業務において、公衆の安全、健康及び福利を守ることを最優先に対処する。</p> <p>（2）技術士は、業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し、履行の妥当性を客観的に検証する。</p> <p>（3）技術士は、業務の履行により公衆の安全、健康や福利が損なわれると判断した場合には、関係者に代替案を提案し、適切な解決を図る。</p>	<p>（公衆の利益の優先）</p> <p>1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。</p> <p>（1）技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の利益とその他の利害関係者（自分、同僚、雇用者、依頼者等）の利益が相反した場合は、公衆の安全、健康等の利益を守ることを最優先してこれに対処する。</p> <p>（2）技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。</p>



## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -2 社会の変化への対応

#### ②持続可能性の概念の広がり

- ・リオ+20会議の成果文書を踏まえて、環境・経済・社会の3側面統合の視点で取り組む必要性を明記

現版（ <b>緑字</b> ：旧版からの追加・変更部分）	旧版及び指針（ <b>赤字</b> ：現版での削除部分）
<p>（持続可能な社会の実現）</p> <p>2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な社会の実現に貢献する。</p> <p>(1) 技術士は、持続可能な社会の実現に向けて解決すべき環境・経済・社会の諸課題に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 技術士は、業務の履行が環境・経済・社会に与える負の影響を可能な限り低減する。</p>	<p>（持続可能性の確保）</p> <p>2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。</p> <p>(1) 技術士は、現在及び将来世代の人々の利益のために、自然環境及び人工的に作られた環境を守り、及び、可能な限りその質を高めるように努める。</p> <p>(2) 技術士は、業務に際し、予見し得る環境への影響を可能な限り最小にするよう努める。</p>

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -2 社会の変化への対応

#### ③組織ぐるみの不正の多発

- ・法令以外の契約・規則等も含めた業務上のルールの遵守を明記

#### ⑤利益相反や人権に対する意識の高まり

- ・利益相反について、指針を含めて、誤解の生じないように詳細に記述

現版（緑字：旧版からの追加・変更部分）	旧版及び指針（赤字：現版での削除部分）
<p>（公正かつ誠実な履行）</p> <p>6. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。</p> <p>（1）技術士は、履行している業務の目的、実施計画、進捗、想定される結果等について、適宜説明するとともに応分の責任をもつ。</p> <p>（2）技術士は、業務の履行に当たり、法令はもとより、契約事項、組織内規則を遵守する。</p> <p>（3）技術士は、業務の履行において予想される利益相反の事態については、回避に努めるとともに、関係者にその情報を開示、説明する。</p>	<p>（公正かつ誠実な履行）</p> <p>5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。</p> <p>（1）技術士は、業務の履行にあたり、事前に自分の立場、業務範囲等を明確にする。</p> <p>（2）技術士は、雇用者又は依頼者との間の利益相反の事態を回避するように努める。</p> <p>（3）技術士は、自分が履行した業務又は自分の指導の下で履行した業務に対して、応分の責任をもつ。</p>

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -2 社会の変化への対応

#### ④新技術や分野横断的な取り組みの増大

- ・「協業」の概念を導入し、分野横断的な取り組みの在り方や促進について表現

現版（ <b>緑字</b> ：旧版からの追加・変更部分）	旧版及び指針（ <b>赤字</b> ：現版での削除部分）
<p>（有能性の重視）</p> <p>4. 技術士は、自分や<b>協業者</b>の力量が及ぶ範囲で<b>確信の持てる業務</b>に携わる。</p> <p>(1) 技術士は、その名称を表示するときは、登録を受けた技術部門を明示する。</p> <p>(2) 技術士は、<b>いかなる業務でも</b>、事前に<b>必要な調査</b>、学習、研究を行う。</p> <p>(3) 技術士は、<b>業務の履行に必要な場合</b>、適切な力量を有する<b>他の技術士や専門家</b>の<b>助力・協業</b>を求める。</p>	<p>（有能性の重視）</p> <p>3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の<b>業務を行い</b>、<b>確信のない業務には携わらない</b>。</p> <p>(1) <b>技術士は、業務の受託に際し自分の専門範囲以外の事項を表示したり、誇大な広告をしたりしない。</b></p> <p>(2) 技術士は、<b>自分の経験が不十分な業務については、十分な事前の学習、研究を行う。</b></p> <p>(3) 技術士は、その<b>業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示しない。</b></p> <p>(4) <b>技術士は、その業務に関して、自分の学歴、業績及び資格を詐称しない。</b></p> <p>(5) 技術士は、<b>業務が自分の力量の及ぶ範囲を超える場合には、他の専門家等の適切な助力を求める。</b></p>

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -2 社会の変化への対応

#### ⑤利益相反や人権に対する意識の高まり

- ・「相手」を技術士同士から「共に働く者」へと拡大
- ・「人権」を明記（ハラスメント、差別等から職場の仲間などを守り、多様性の尊重を明記
- ・利益相反は、第6条に記載

現版（緑字：旧版からの追加・変更部分）	旧版及び指針（赤字：現版での削除部分）
<p>（相互の尊重）</p> <p>9. 技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力する。</p> <p>(1) 技術士は、共に働く者の安全、健康及び人権を守り、多様性を尊重する。</p> <p>(2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。</p> <p>(3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、業務上の権利を侵害したり、業務を妨げたりしない。</p>	<p>（相互の協力）</p> <p>8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。</p> <p>(1) 技術士は、共に働く者の、安全、健康及び権利を守る。</p> <p>(2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。</p> <p>(3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、権利を侵害し、又は業務を妨げるようなことはしない。</p>

# 2. 技術士倫理綱領の改定

## 4) - 3 『志向倫理』化

【前綱領から表現】

(安全・健康・福利の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。

(持続可能な社会の実現)

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な社会の実現に貢献する。

(継続研鑽と人材育成)

10. 技術士は、専門分野の力量及び技術と社会が接する領域の知識を常に高めるとともに、人材育成に努める。

【今回綱領で表現】

(有能性の重視)

4. 技術士は、自分や協業者の力量が及ぶ範囲で確信の持てる業務に携わる。

現版（緑字：旧版からの追加・変更部分）	旧版及び指針（赤字：現版での削除部分）
<p>(信用の保持)</p> <p>3. 技術士は、品位の向上、信用の保持に努め、専門職にふさわしく行動する。</p> <p>(1)技術士は、技術士全体の信用や名誉を傷つけることのないよう、自覚して行動する。</p> <p>(2)技術士は、業務において、欺瞞的、恣意的な行為をしない。</p> <p>(3)技術士は、利害関係者との間で契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。</p>	<p>(信用の保持)</p> <p>7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。</p> <p>(1)技術士は、専門職としての尊敬を得、維持するため、常にその資格にふさわしい品位を保持する。</p> <p>(2)技術士は、報告書におけるデータや計算書の恣意的な処理や改ざん・捏造、誇大な広告、学歴・業績の詐称等の行為をしない。</p> <p>(3)技術士は、利害関係者との間で公式な契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。</p> <p>(4)技術士は、自分、所属する組織、日本技術士会、及び技術士全体の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしない。</p>



# 技術士倫理綱領

昭和36年3月14日 理事会制定  
平成11年3月9日 理事会変更承認  
平成23年3月17日 理事会変更承認  
2023年3月8日 理事会変更承認

## 前文

技術士は、科学技術の利用が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して安全で持続可能な社会の実現など、公益の確保に貢献する。

技術士は、広く信頼を得てその使命を全うするため、本倫理綱領を遵守し、品位の向上と技術の研鑽に努め、多角的・国際的な視点に立ちつつ、公正・誠実を旨として自律的に行動する。

## 基本綱領 指針

1

(安全・健康・福利の優先)

**技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。**

- (1) 技術士は、業務において、公衆の安全、健康及び福利を守ることを最優先に対処する。
- (2) 技術士は、業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し、履行の妥当性を客観的に検証する。
- (3) 技術士は、業務の履行により公衆の安全、健康や福利が損なわれると判断した場合には、関係者に代替案を提案し、適切な解決を図る。

2

(持続可能な社会の実現)

**技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたって持続可能な社会の実現に貢献する。**

- (1) 技術士は、持続可能な社会の実現に向けて解決すべき環境・経済・社会の諸課題に積極的に取り組む。
- (2) 技術士は、業務の履行が環境・経済・社会に与える負の影響を可能な限り低減する。

3

(信用の保持)

**技術士は、品位の向上、信用の保持に努め、専門職にふさわしく行動する。**

- (1) 技術士は、技術士全体の信用や名誉を傷つけることのないよう、自覚して行動する。
- (2) 技術士は、業務において、欺瞞的、恣意的な行為をしない。
- (3) 技術士は、利害関係者との間で契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。

4

(有能性の重視)

**技術士は、自分や協業者の力量が及ぶ範囲で確信の持てる業務に携わる。**

- (1) 技術士は、その名称を表示するときは、登録を受けた技術部門を明示する。
- (2) 技術士は、いかなる業務でも、事前に必要な調査、学習、研究を行う。
- (3) 技術士は、業務の履行に必要な場合、適切な力量を有する他の技術士や専門家の助力・協業を求める。



# 参考：「技術士倫理綱領」（続き）

- 5** (真実性の確保)  
**技術士は、報告、説明又は発表を、客観的で事実に基づいた情報を用いて行う。**  
(1) 技術士は、雇用者又は依頼者に対して、業務の実施内容・結果を的確に説明する。  
(2) 技術士は、論文、報告書、発表等で成果を報告する際に、捏造・改ざん・盗用や誇張した表現等をしない。  
(3) 技術士は、技術的な問題の議論に際し、専門的な見識の範囲で適切に意見を表明する。
- 6** (公正かつ誠実な履行)  
**技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。**  
(1) 技術士は、履行している業務の目的、計画、進捗、想定される結果等について、適宜説明するとともに応分の責任をもつ。  
(2) 技術士は、業務の履行に当たり、法令はもとより、契約事項、組織内規則を遵守する。  
(3) 技術士は、業務の履行において予想される利益相反の事態については、回避に努めるとともに、関係者にその情報を開示、説明する。
- 7** (秘密情報の保護)  
**技術士は、業務上知り得た秘密情報を適切に管理し、定められた範囲でのみ使用する。**  
(1) 技術士は、業務上知り得た秘密情報を、漏洩や改ざん等が生じないよう、適切に管理する。  
(2) 技術士は、これらの秘密情報を法令及び契約に定められた範囲でのみ使用し、正当な理由なく開示又は転用しない。
- 8** (法令等の遵守)  
**技術士は、業務に関わる国・地域の法令等を遵守し、文化を尊重する。**  
(1) 技術士は、業務に関わる国・地域の法令や各種基準・規格、及び国際条約や議定書、国際規格等を遵守する。  
(2) 技術士は、業務に関わる国・地域の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。
- 9** (相互の尊重)  
**技術士は、業務上の関係者と相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力する。**  
(1) 技術士は、共に働く者の安全、健康及び人権を守り、多様性を尊重する。  
(2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。  
(3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、業務上の権利を侵害したり、業務を妨げたりしない。
- 10** (継続研鑽と人材育成)  
**技術士は、専門分野の力量及び技術と社会が接する領域の知識を常に高めるとともに、人材育成に努める。**  
(1) 技術士は、常に新しい情報に接し、専門分野に係る知識、及び資質能力を向上させる。  
(2) 技術士は、専門分野以外の領域に対する理解を深め、専門分野の拡張、視野の拡大を図る。  
(3) 技術士は、社会に貢献する技術者の育成に努める。

# 参考：

## 技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）

令和5年1月25日 科学技術・学術審議会 技術士分科会

キーワード	解説
専門的学識	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士が専門とする技術分野（技術部門）の業務に必要な、技術部門全般にわたる専門知識及び選択科目に関する専門知識を理解し応用すること。</li><li>・技術士の業務に必要な、我が国固有の法令等の制度及び社会・自然条件等に関する専門知識を理解し応用すること。</li></ul>
問題解決	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務遂行上直面する複合的な問題に対して、これらの内容を明確にし、必要に応じてデータ・情報技術を活用して定義し、調査し、これらの背景に潜在する問題発生要因や制約要因を抽出し分析すること。</li><li>・複合的な問題に関して、多角的な視点を考慮し、ステークホルダーの意見を取り入れながら、相反する要求事項（必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等）、それらによって及ぼされる影響の重要度を考慮した上で、複数の選択肢を提起し、これらを踏まえた解決策を合理的に提案し、または改善すること。</li></ul>
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の計画・実行・検証・是正（変更）等の過程において、品質、コスト、納期及び生産性とリスク対応に関する要求事項、又は成果物（製品、システム、施設、プロジェクト、サービス等）に係る要求事項の特性（必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等）を満たすことを目的として、人員・設備・金銭・情報等の資源を配分すること。</li></ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務遂行上の各段階における結果、最終的に得られる成果やその波及効果を評価し、次段階や別の業務の改善に資すること。</li></ul>



# 参考：

## 技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）

令和5年1月25日 科学技術・学術審議会 技術士分科会

キーワード	解説
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務履行上、情報技術を活用し、口頭や文書等の方法を通じて、雇用者、上司や同僚、クライアントやユーザー等多様な関係者との間で、明確かつ効果的な意思疎通を図り、協働すること。</li><li>・海外における業務に携わる際は、一定の語学力による業務上必要な意思疎通に加え、現地の社会的文化的多様性を理解し関係者との間で可能な限り協調すること。</li></ul>
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務遂行にあたり、明確なデザインと現場感覚を持ち、多様な関係者の利害等を調整し取りまとめることに努めること。</li><li>・海外における業務に携わる際は、多様な価値観や能力を有する現地関係者とともに、プロジェクト等の事業や業務の遂行に努めること。</li></ul>
技術者倫理	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務遂行にあたり、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮した上で、社会、経済及び環境に対する影響を予見し、地球環境の保全等、次世代にわたる社会の持続可能な成果の達成を目指し、技術士としての使命、社会的地位及び職責を自覚し、倫理的に行動すること。</li><li>・業務履行上、関係法令等の制度が求めている事項を遵守し、文化的価値を尊重すること。</li><li>・業務履行上行う決定に際して、自らの業務及び責任の範囲を明確にし、これらの責任を負うこと。</li></ul>
継続研さん	<ul style="list-style-type: none"><li>・CPD活動を行い、コンピテンシーを維持・向上させ、新しい技術とともに絶えず変化し続ける仕事の性質に適応する能力を高めること。</li></ul>

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -4 実践に向けて

#### ① 綱領本文の構成の変更

##### 現綱領の構成

(安全・健康・福利の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先する。
  - (1) 技術士は、業務において、公衆の安全、健康及び福利を守ることを最優先に対処する。
  - (2) 技術士は、業務の履行が公衆の安全、健康や福利を損なう可能性がある場合には、適切にリスクを評価し、履行の妥当性を客観的に検証する。
  - (3) 技術士は、業務の履行により公衆の安全、健康や福利が損なわれると判断した場合には、関係者に代替案を提案し、適切な解決を図る。

##### 前綱領の構成

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

+

参考資料「倫理綱領の解説」内の記述

- (1) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の利益とその他の利害関係者（自分、同僚、雇用者、依頼者等）の利益が相反した場合は、公衆の安全、健康等の利益を守ることを最優先してこれに対処する。
- (2) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -4 実践に向けて

#### ②「技術士倫理綱領への手引き」の編纂

技術士倫理綱領への手引き： [attach\\_9289\\_5.pdf \(engineer.or.jp\)](https://www.engineer.or.jp/attach_9289_5.pdf)

#### 目次

< まえがき >	p 1
[ I ] 「技術士倫理綱領」の解説	p 2
[ II ] 倫理綱領と7原則・他規範との関係	p 13
[ III ] 2023年改定のポイント、背景・理由	p 14
[ IV ] 技術士制度と倫理綱領の変遷	p 16

## 2. 技術士倫理綱領の改定内容

### 4) -4 実践に向けて

#### ② 「技術士倫理綱領への手引き」

##### [ I ] 「技術士倫理綱領」の解説

###### (信用の保持)

3. 技術士は、品位の向上、信用の保持に努め、専門職にふさわしく行動する。

- (1) 技術士は、技術士全体の信用や名誉を傷つけることのないよう、自覚して行動する。
- (2) 技術士は、業務において、欺瞞的、恣意的な行為をしない。
- (3) 技術士は、利害関係者との間で契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。

###### <解説>

- (1) 技術士個人の行為であっても、所属する組織や技術士全体の信用や名誉を傷つける場合があると認識して業務にあたるのが求められる。組織的に不正を強要されるような状態であっても、技術士は本綱領に求められるように、雇用者や依頼者、或いは所属する組織に対して公正かつ誠実な履行を促すよう努めなければならない。諸事情により関与せざるを得なくなった場合であっても、その行為は少なくとも倫理的に、そして大概是法的にも免責とならないと肝に銘ずるべきである。
- (2) 欺瞞的な行為とは、例えば報告書におけるデータの改ざん・捏造、誇大な広告、学歴・業績の詐称などをいう。本綱領6条にて求められる「公正かつ誠実な履行」に反する行為もこの範疇に含まれる。
- (3) 利害関係者(a)との間では正式な報酬のみ授受することとし、業務の発注や受注、仕様決定の段階および製造・施工の過程において、金品等を授受してはならない。ただし、社会通念上あるいは商慣習上、適正な範囲のものを除く。  
また、技術士法第56条では「技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない」とされている。

###### (a)：利害関係者の例

- ① 業務発注者
- ② 協力業者
- ③ 仕様決定対象物の納入業者
- ④ 施工監理の対象業者 など

# 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

## 1) 改定経過

- 平成27年5月 水コン協ビジョン 2015-2025 の決定  
「これからの上下水道サービスの担い手としての挑戦」
- 平成29年6月8日 「倫理綱領」の改正（総会決定）
- 平成29年6月26日 会長から正会員代表者あて発出  
「倫理綱領改定と会員における取り組みの推進について（要請）」
- 同日 「倫理綱領の解説」の公表
- 平成30年3月8日 「上下水道コンサルタント技術者の倫理」廃止（理事会決定）  
(協会から会員企業技術者向けに制定された。)

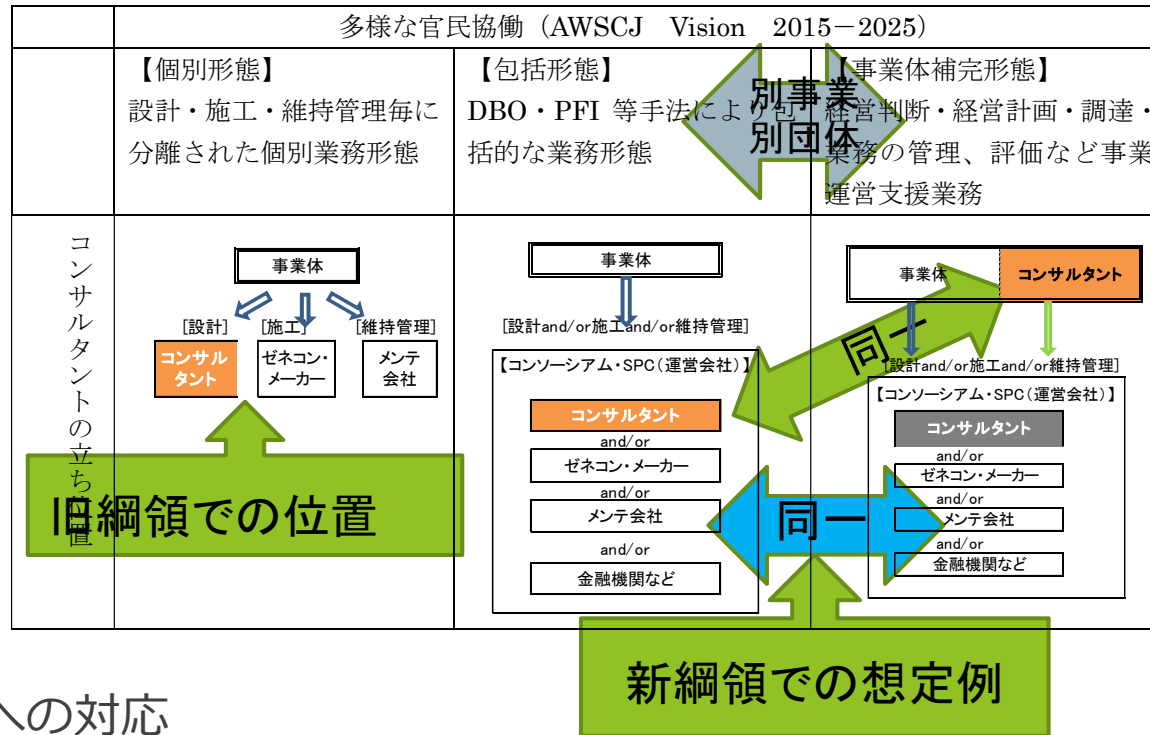
- 解説内に行動規範的な内容があり、これに対応が出来ること
- 会員企業トップのリーダーシップによる取り組みの方針と馴染まないこと

# 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

## 2) 改定の背景

### ① 「多様な官民協働」への対応

関係者が多様化・複雑化することから、公正な業務遂行が一段と強く求められる。



### ② 「より高次の倫理観」への対応

公共の福祉の優先、持続可能な社会の実現のための努力は、すべての活動に求められています。

### ③ 「次世代を担う人材の育成」への対応

## 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

### 3) 改正のポイント

企業全般の行動については、  
(一社)日本経済団体連合会  
【企業行動憲章】を参考に

#### 【改定基本方針】

- ▶ 対象範囲は業務遂行に直接関係する範囲
- ▶ 倫理観の根本は前綱領を踏襲
- ▶ 構成は技術士会倫理綱領「価値基準（7原則）を参考

#### 【主な改定項目】

- ▶ 多様な官民協働時代に合わせ業務遂行姿勢に関する着眼点を変更  
第4項 公正かつ誠実な業務遂行
- ▶ 「より高次の倫理観」や「次世代を担う人材の育成」について新たに言及  
第1項 公共の福祉の優先  
第2項 社会の持続性の確保への貢献  
第9項 継続研鑽



### 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

#### 4) 第4項 公正かつ誠実な業務遂行

新綱領	旧綱領
<p>4. 公正かつ誠実な業務遂行</p> <p>会員は、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。</p>	<p>3. 中立性・独立性の堅持</p> <p>会員は、建設コンサルタントの良心と権威をもって業務の遂行にあたり、<u>中立性・独立性を堅持し、顧客以外の利害関係者との間で疑義が生じるような行為はしてはならない。</u></p>

・ **想定例などの場合**、当該顧客や他の当該案件応募者等から公正性や誠実性について**懸念を抱かれる可能性があること**を認識することが必要

・ **会員企業トップ**には、受託した個人や企業に与える影響の有する当該顧客以外の様々な利害関係に影響されず、**「公正かつ誠実」に復すこと**であることを**企業のあり方（方針）として明確に示し、業務管理の徹底や職員の自覚を高める教育を行うこと**が求められる。

具体的な手法や基準等は提示していない。



### 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

#### 5) 倫理綱領構成新旧対象

緑：新規項目、赤：着眼点の変更

新綱領	旧綱領
<p>前文</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 公共の福祉の優先</li><li>2. 社会の持続性の確保への貢献</li><li>3. 専門技術の保持</li><li>4. 公正かつ誠実な業務遂行</li><li>5. 秘密の保持</li><li>6. 信用の保持</li><li>7. 会員相互の尊重</li><li>8. 法令等の順守</li><li>9. 継続研鑽</li></ol>	<p>前文</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2. 専門技術の権威保持</li><li>3. 中立性・独立性の堅持</li><li>5. 秘密の保持</li><li>1. 品位の保持</li><li>4. 報酬</li><li>6. 法令等の遵守及び公正かつ自由な競争の維持</li><li>2. 専門技術の権威保持(再掲)</li></ol>

# 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

## 6) 水コン協倫理綱領

会員は、上下水道コンサルタントとしての使命と職責の自覚にたつて、技術に関する知識と経験を駆使して誠実に業務の遂行に努め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、社会的評価と職業上の地位の向上を図らなければならない。そのため、以下の事項を順守するものとする。

### 1. 公共の福祉の優先

会員は、公共の福祉の向上に寄与するよう努めなければならない。

### 2. 社会の持続性の確保への貢献

会員は、地球環境の保全等、社会の持続性の確保に努めなければならない。

### 3. 専門技術の保持

会員は、専門に関する知見を深めるとともに技術力の向上に努め、その力量を基に業務を遂行しなければならない。

### 4. 公正かつ誠実な業務遂行

会員は、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。

制定 平成 12 年 5 月 22 日 (総会)

改正 平成 23 年 5 月 19 日 (総会)

改正 平成 29 年 6 月 8 日 (総会)

### 5. 秘密の保持

会員は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく、他に漏らしてはならない。

### 6. 信用の保持

会員は、上下水道コンサルタントとしての品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしてはならない。

### 7. 会員相互の尊重

会員は、会員相互の名誉や立場を尊重し、信頼関係の醸成に努めなければならない。

### 8. 法令等の順守

会員は、法令、本会の定款等を順守し、公正かつ自由な競争の維持に努めるとともに、健全な企業活動を行わなければならない。

### 9. 継続研鑽

会員は、継続的に技術の研鑽と人材の育成に努めなければならない。

### 3. 水コン協倫理綱領の改定内容と課題

7) 会員代表者への要請

平成28年6月

「倫理綱領改定と会員における取り組みの推進について」

- ①企業トップによるコミットメント
- ②実践のための体制整備
- ③取り組みに関する方針の開示
- ④定期的なチェックと評価
- ⑤速やかな説明責任と対応措置
- ⑥「他山の石」の活用
- ⑦その他（グループ各社、協力会社への要請）

### 3. 水コン協倫理綱領改定内容と課題

#### 8) 気になること

「技術士倫理綱領」や「企業行動憲章」（経団連）との比較において、気になること

- ・ **利益相反**に関する言及が十分か
- ・ **人権-DE&I**（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）への言及がない
- ・ **志向倫理の観点**が不足していないか  
（社員の「well being」を考えなくてよいか）

### 3. 水コン協倫理綱領改定内容と課題

参考 : 倫理綱領の変遷

- ・ 昭和60年10月 理事会  
「会員の倫理に関する規約」の制定
- ・ 平成8年4月 理事会  
「会員の倫理に関する規約」の改正
- ・ 平成12年5月 総会  
「倫理綱領」の制定
- ・ 平成29年6月 総会  
「倫理綱領」の改定

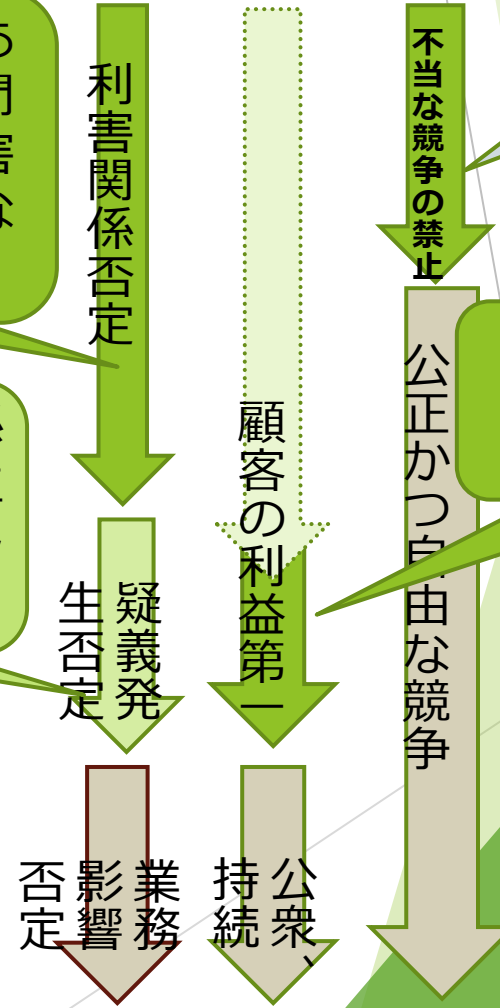
建設業者、関係ある製造業者との間に、いかなる利害関係を持ってはならない。

顧客以外の利害関係者との間で疑義が生じるような行為をしてはならない。

【競争】  
公正な価格を守り、取引秩序を乱す行為はしてはならない。

顧客の利益を擁護する立場を常に堅持

【利害関係者】  
【最終受益者】



# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 1) ダイハツ工業株式会社

第三者委員会 調査調査報告書（抜粋）

2023年12月20日

### 第3 本件問題の発生原因 不正行為が発生した直接的な原因及びその背景

- (1) 過度にタイトで硬直的な開発スケジュールによる極度のプレッシャー
- (2) 現場任せで管理職が関与しない態勢
- (3) ブラックボックス化した職場環境
- (4) 法規の不十分な理解

### 2 現場の実情を管理職や経営幹部が把握できなかった原因

- (1) 現場と管理職の断絶による通常のレポーティングラインの機能不全
- (2) 補完的なレポーティングラインである内部通報制度の運用の問題
- (3) 開発・認証プロセスに対するモニタリングの問題

### 3 本件問題の真因

- (1) 不正対応の措置を講じることなく短期開発を推進した経営
  - (2) ダイハツの開発部門の組織風土上の問題
    - ・ 部署間の横の連携やコミュニケーションの不足
    - ・ 失敗に対する激しい叱責や避難がみられる
    - ・ 人員不足、自分の目の前の仕事をこなすことに精一杯
- 自己中心的な組織風土

# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 1) ダイハツ工業株式会社

再発防止のための「三つの誓い」 (抜粋) 令和6年4月8日

### モノづくり・コトづくり改革

開発日程やプロセスを抜本的に見直し、ルールを整備することで正しいクルマづくりを行います。

- ・ 開発・認証業務の進め方の見直し
- ・ 開発・認証業務のルールの整備

不正を起こさない法規・認証体制をつくれます。

- ・ 認証試験にかかわる必要な人員の確保
- ・ 法規・認証への理解向上と倫理観の醸成
- ・ 認証プロセスをチェックする体制の強化

### 経営改革

経営幹部の法規・認証業務への理解をさらに深め、責任を明確にします。

- ・ 外部専門家による講習を定期的実施
- ・ 内部監査体制の強化
- ・ 開発業務と法規・認証業務の責任と権限の明確化
- ・ 再発防止策の実行および継続をフォローする「三つの誓い」改革推進部の設置

### 風土改革

自由に意見が言い合え、尊重しあえる職場環境をつくれます。

- ・ 経営陣と従業員、従業員同士がつながる場づくりと対話の活性化
- ・ 人間力の向上に向けた「思いやりコミュニケーション研修」の実施
- ・ 内部通報制度の改善

## 4. 最近の事例に学ぶこと

### 1) ダイハツ工業株式会社

#### サステナビリティの取組み（抜粋）

「ガバナンス」：・・・その事業推進にあたっては、透明かつ公正、強固なガバナンス体制を敷いています。

- ・コーポレートガバナンス：

業務執行・監督のため、内部統制システムは、「内部統制の整備に関する基本方針」をもとに、・・・。その中で内部統制委員会は、企業価値の向上、財務報告の信頼性確保、法令の遵守、および機密管理強化等を目的に、...内部統制体制の拡充に取り組んでいます。

- ・リスクマネジメント

重要なリスク（BCP対策）、情報管理、リスクマネジメントプロセス、緊急時の危機管理体制、建物・設備の減災への取組み、災害に強いサプライチェーンの構築

- ・コンプライアンス

コンプライアンス推進体制：腐敗防止／贈収賄防止／反社会的勢力への対応

内部通報制度・ハラスメント相談窓口／税務



# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 2) 株式会社 豊田自動織機

「エンジン国内認証に関する調査結果について」 (抜粋)

2024年1月29日

「しくみ」「組織・体制」「風土」  
の3分野で進めています。

【進めている主な取り組み】

1) 不正を起こさない、正しいモノづくりが行えるしくみづくり

(1) 標準化・明確化された開発・認証・品質保証プロセスの整備

(2) 開発・認証プロセスにおける牽制・監視機能の強化

2) リスクに適切に対応し、最適な経営資源配分を行うための組織・体制の構築

(1) 早期にリスクを感知し、対応できる体制の構築

(2) 健全な牽制・統括機能の実現

(3) 事業部や部門を超えた全社協働体制の構築

3) 間違いがあれば気づき、立ち止まり、皆で改善できる風土の醸成

(1) コンプライアンス意識の強化

継続的な社長メッセージの発信、社員行動規範の改定

(2) 風通しの良い職場風土の醸成

上司部下の定期対話制度の充実、職場からのフィードバックのしくみ導入

# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 2) 株式会社 豊田自動織機

### 企業理念

制定年:不特定

#### 豊田綱領（社是）

豊田佐吉翁の遺志を体し

- 一、上下一致、至誠業務に服し、産業報国の実を拳ぐべし
- 一、研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし
- 一、華美を戒め、質実剛健たるべし
- 一、温情友愛の精神を發揮し、家庭的美風を作興すべし
- 一、神仏を尊崇し、報恩感謝の生活を為すべし

#### 基本理念

##### 公明正大

内外の法およびその精神を遵守し、公正で透明な企業活動を実践する

##### 社会貢献

各国、各地域の文化や慣習を尊重し、経済・社会の発展に貢献する

##### 環境保全、品質第一

企業活動を通じて住みよい地球と豊かな社会づくりに取り組むとともに、クリーンで安全な優れた品質の商品を提供する

##### 顧客優先、技術革新

時流に先んずる研究と新たな価値の創造に努め、お客様に満足していただける商品・サービスを提供する

##### 全員参加

労使相互信頼・自己責任を基本に、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、全体の総合力が発揮できる活力ある企業風土をつくる

# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 3) 株式会社 トヨタ自動車株式会社

### 再発防止策（抜粋）

2024年8月9日

#### ① 会社全体の業務運営体制の再構築

- 1) 経営層による開発・認証業務の理解促進及び統治体制の強化
- 2) 経営層による認証ルールを理解・遵法意識の向上
- 3) 開発・認証業務に対する内部監査の充実
- 4) 経営層に対して適切な情報が報告できる体制の確保

#### ② 自動車開発・認証全体の業務管理手法の改善

- 1) 開発から認証の全体統括管理及び各業務の責任の明確化
- 2) 自動車開発・認証業務全体の適正なリソース配分及び管理
- 3) 認証業務の適正な実施を前提とした日程管理方法の整備
- 4) 認証での開発データ利用適正化のための社内規程の整備

#### ③ 不正リスクに対応した法規・認証関連業務の実施体制の構築

- 1) 認証業務に関する社内規程の適正化
- 2) 試験指示及び申請準備における試験場検討の確認強化
- 3) 認証試験のモニタリング・継続改善するための体制の構築
- 4) 認証現場における遵法意識の向上

#### 「おわりに」

・責任と権限があいまいなまま、業務の実施が俗人的な判断に委ねられてしまう部分があるなど、認証業務が現場に依存した運営になっている課題

・経営層が、データの管理体制や規程・手順の整備など「正しい仕事」ができる基盤づくりを進めます。

# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 3) トヨタ自動車株式会社

### トヨタ行動指針（抜粋）

2023年10月

#### 目次

トヨタ行動指針とは？

豊田綱領

トヨタヒロソフィー

#### 第1章

- ・ 人との関わり 明るい職場づくり
- ・ 人権 / 個人情報 /

#### 第2章

- ・ 社会との関わり 環境 /
- ・ 交通安全への取り組み /
- ・ 社会貢献活動と地域社会との関係 /
- ・ 官公庁との関係・政治活動 /
- ・ 企業広報活動

#### 第3章

- ・ 誠実な事業活動 /
- ・ 安全性の追求と製品の品質
- ・ 研究開発活動 / 調達活動 /
- ・ 営業活動と公正な競争
- ・ 国際的な事業活動 / 正確な記録管理
- ・ 資産の保護と機密管理 / インサイダー取引

#### 第4章

- ・ フェアな活動 / 贈収賄防止 /
  - ・ 贈答・接待
  - ・ マネーロンダリング防止 / 利益相反
- スピークアップ
- ・ 通報者保護 / スピークアップの方法

# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 4) 小林製薬株式会社

## 再発防止策（抜粋）

2024年9月17日

### 1. 品質・安全に関する意識改革と体制強化

- (1) 意識改革：「品質・安全ファースト」
- (2) 体制強化①:品質保証体制
  - ア 責任部署の明確化／
  - イ 品質管理体制の改善／
  - ウ 専門部署の新設
- (3) 体制強化②：マネジメント体制
  - ア 工場のガバナンス体制の充実 /
  - イ 関連ルールの整備／
  - ウ 業務フローの見直し／
  - エ 人事評価制度の刷新

### 3. 全員が一丸となって作り直す「新小林製薬」

### 2. コーポレート・ガバナンスの抜本的改革

- (1) 創業家依存経営からの脱却
- (2) 機関設計の再検証
- (3) 取締役会による監督強化
  - ア 社外取締役による監督強化／
  - イ 取締役と執行サイドによる定例会議／
  - ウ 監査役への適時の情報共有
- (4) GOMの廃止（グループ執行審議会）
- (5) 危機管理体制の整備
  - ア 社長を責任者とする対応体制／
  - イ 有事を想定したリスクマネジメント体制／
  - ウ 有事の際の社内情報共有体制
- (6) リスク・コンプライアンス体制の強化
  - ア ガバナンス推進会議の再整理／
  - イ 誠実さを行動基準とした組織運営
- (7) 対外的なコミュニケーション・情報発信の改善
- (8) リソースを踏まえた取捨選択

# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 4) 小林製薬株式会社

### グループ企業行動憲章

私たち小林製薬グループは、公正かつ自由な競争の下、持続可能な社会を実現するため、次に掲げるポリシーに基づき社会的責任を果たします。

#### (法令等の遵守とインテグリティ)

1. 「創造と革新により人と社会に『快』を提供する」ために、国内外の法令、ルール、会社の定款、社内規程およびその精神を遵守するとともに、インテグリティを重視した企業活動を行います。

「誠実」「真摯」「高潔」

#### (持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

2. 人と社会にとって価値があり、安全性および質の高い製品・サービスを開発・提供し、持続可能な経済成長と共に様々な社会的課題の解決を図ります。

#### (公正な事業慣行)

3. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行います。また、政治、行政や取引先とは健全な関係を保ち、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組みます。

#### (公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

4. 企業情報を適時・適切かつ公正に開示し、幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、長期的かつ継続的な企業価値の増大を追求します。

#### (人権の尊重)

5. 多様な価値観・すべての人々の人権を尊重する経営を行い、またいかなる人権侵害にも加担しません。

#### (消費者・顧客との信頼関係)

6. お客様・取引先に対して、製品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、信頼の獲得と満足の上昇を図ります。

#### (働き方の改革、職場環境の充実)

- (1) 社員一人ひとりの多様性・人格・個性を尊重し、個々人の成長とキャリア形成を支援します。
- (2) 能力・成果に応じた透明性の高い公正な処遇を行います。
- (3) 自分らしさを発揮して主体的に活躍できる自由闊達な風土づくりを行います。
- (4) 心身の健康と安全に配慮した快適で働きやすい職場環境の創造に努めます。

#### (環境問題への取り組み)

8. 世界共通の環境課題に真剣に向き合い、解決のためのアイデアを出して実行し続けます。

#### (社会参画と発展への貢献)

9. 社会貢献活動を推進し、社会全体の『快』の提供に貢献します。

#### (危機管理の徹底)

10. 反社会的勢力、テロ、サイバー攻撃、自然災害等の様々なリスクに備え、組織的な危機管理を徹底します。

#### (経営トップの役割と本憲章の徹底)

11. 経営トップは、本憲章の実践が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効性あるガバナンス・コンプライアンス体制を構築して本憲章の周知徹底を図ります。本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生したときには、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たします。



# 4. 最近の事例に学ぶこと

## 4) 小林製薬株式会社

### グループ行動規範

- **私たちの価値観**
- **並外れた顧客志向**
  - 私たちは常にお客さまも気づいていない必要なものを発見し、「あったらいいな」をカタチ（製品・サービス）にすることを、なによりも大切にします。
- **社員一人ひとりが主役**
  - 私たちはお互いを尊重し合い、一人ひとりの能力を向上させることが個人の成長だけでなく、会社の成長に繋がると信じています。
- **社会的責任の遂行**
  - 私たちは社会のルールにのっとり、フェアな企業活動（法令の遵守、倫理観の重視、環境保護）を大切にします。
- **株主尊重**
  - 私たちは「先義後利」を追求することで、最終的に株主に対して正当な利益を還元できると信じています。
- **私たちの行動原則**
- **Something New / Something Different**
  - 私たちはアイデア・発想の切り口として、常に「なにかが新しく、なにかが違う」ということにこだわり行動します。
- **Simple、Clear、Speed**
  - 私たちは常に「単純で」「わかりやすく」「すばやく」ということを大切にして行動します。
- **自考、自決、自実、自責**
  - 私たちは仕事の前では平等の精神の下、問題解決に際しては指示を待つことなく、自ら考え、自ら決断し、自ら責任をもって率先して実行します。
- **チャレンジ精神**
  - 私たちは失敗を恐れ何もしないより、失敗しても新しいことに挑戦し続けます。

## 4. 最近の事例に学ぶこと

### 【各社の再発防止策概観】

- ①経営層のコミット
- ②「しくみ」の構築
- ③組織・体制の構築（経営資源配分）
- ④職場風土の改善

### 【それに対する感想】

- 1 再発防止策は、企業運営の基本にかかわる事項が網羅されている。
- 2 経営層が、「認証手続き」や「健康食品の安全性確保」が重要とは思っていなかったことが根本原因と思われる。
- 3 各社とも、行動指針や規範を定め、コンプライアンス確保体制等が謳われていたが、現場（当事者）にかかわるものと認識されていなかったと思われる。  
→「指針や規範」が、現場に浸透していない。（実際の企業活動にリンクしていなかった。）
- 4 「風通しの良い職場風土の醸成」は、言うは易し行うは難しだが、対策の基本ではないか。

### 【各社の行動指針や規範と企業運営に見る共通点】

- 1 指針等が外部向けPRになっており、現場においていない。
- 2 指針等は現場は自分事ではないので、現場からの反応がない（PDCAが行われない）。
- 3 経営層が、現場の実態が「あるべき姿」から乖離していることを知らなかった（＝現場の実態を把握しようとしていなかった）。

### 【行動指針や規範を企業運営につなげる提案】

- 1 社員（経営層を含む）には、規則やマニュアルで**すべきこと**、**判断基準等を具体的に提示**すること
- 2 **内容の周知**と**行動ができる環境を整えること**
- 3 相談できる**風通しの良い職場風土を醸成**すること

# 参考：日立グループ 企業倫理・行動規範

「日々の責任ある行動の指針」(抜粋)

発効：2023年3月

## 目次

### ▶ 意識しよう

- ・ 行動規範を定める理由／・ 本行動規範の適用／
- ・ 従業員がなすべきこと／・ リーダーがなすべきこと／
- ・ 正しい判断のために／・ 通報する方法／
- ・ 通報した場合の影響

### ▶ 私たちの資産を守ろう

- ・ 資産を安全に守る／・ 知的財産を守る／
- ・ 非公開情報を守る

### ▶ 説明責任を行動で示そう

- ・ ビジネスパートナーを慎重に選ぶ／
- ・ 利益相反を特定し管理する／
- ・ 正確な財務記録を維持する／
- ・ マネーロンダリングを防止する／
- ・ 贈答品・旅行・接待の提供および受領に責任を持つ／
- ・ 機密情報と個人情報を守る

### ▶ 他者に公平に接しよう

- ・ 顧客と信頼関係を築く／
- ・ 調達パートナーと関係を構築する／
- ・ 公正に競争する／・ 貿易関連法令を遵守する／
- ・ 贈収賄・汚職を防止する／
- ・ 責任をもってコミュニケーションを図る／
- ・ 公正かつ合法的に有価証券を取引する

### ▶ 社会に配慮しよう

- ・ 地球に配慮する／・ 人権を尊重する／
- ・ ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンを尊重する
- ・ ハラスメントのない職場を築く／
- ・ 安全と健康を推進する／・ 社会に投資する

# 参考：日立グループ 企業倫理・行動規範

「日々の責任ある行動の指針」(抜粋) 発効：2023年3月

行動規範を定める理由：・・・困難な状況の中でも、皆さんが**正しく判断をするための指針**となります。

## 従業員がなすべきこと

- ▶ 知識を身につける。
- ▶ 法令を遵守する。・・・不明な点がある場合は、上長・・・に相談してください。
- ▶ 助言を求める。対処がわからない場合は・・・上長または・・・に相談してください。
- ▶ 声を上げる。・・・気づいたら、通報してください。・・・調査に協力しなければなりません。

## リーダーがなすべきこと

- ▶ 本行動規範と日立創業の精神の模範を示す。
- ▶ 期待水準を設定する。
- ▶ 情報を得る。
- ▶ 本行動規範について話し合う。
- ▶ 声を上げやすい環境を築く。
- ▶ 行動を起こす。・・・気づいた場合は、直ちに通報してください。

# 5. 危機管理の経験から

## 事例 管理施設での利用者重大事故（1）

### 1) 事故の概要

平成13年12月30日12時51分頃

散歩中の4歳の少女が、砂浜に突然発生した陥没穴に転落、生き埋めとなる。

約25分後に救出されるが、脳が低酸素状態となり意識不明の重体となる。

平成14年5月26日

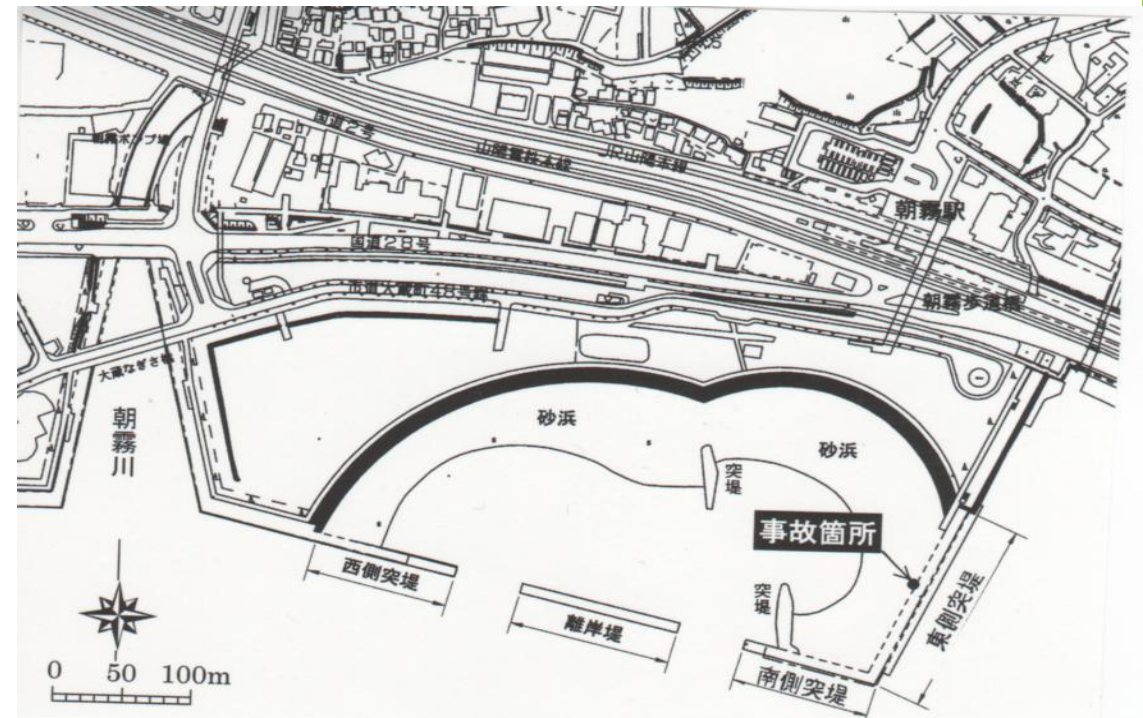
低酸素性虚血性脳障害のため死亡された。

### 2) 施設の管理関係

海岸（代行）管理者 : 国土交通省

海浜公園管理者 : 明石市分担

「大蔵海岸 陥没事故調査報告書」(平成14年6月20日 (社)土木学会海岸工学委員会)から引用



# 5. 危機管理の体験から

## 事例 管理施設での利用者重大事故（2）

### 3) 組織内の役割分担（国土交通省）

- 現地窓口は、管理担当事務所
  - ・被害者対応
  - ・原因究明と対策
  - ・報道対応
- 国土交通省での担当は、**河川局海岸室**
  - ・組織内での情報共有と意思決定
    - ・報道対応
    - ・国会対応
    - ・原因究明
    - ・再発防止
  - ・他機関との連携（他省庁、研究所、学会）



# 5. 危機管理の体験から 事例 管理施設での 利用者重大事故 (3)

## 4) 具体の行動と課題

- (1) 情報共有 速やかに大臣まで
- (2) マスコミ対応 隠すことなく
- (3) 再発防止 全国の点検、  
基準類の整備
- (4) 現場視察・お見舞い 国土交通省最高幹部
- (5) 他省庁との連携 国の海岸管理部局は  
河川局、港湾局、農村振興局、水産庁
- (6) 被害者への賠償
- (7) 告別式への参列 車種、降車位置、会見

- ・ 事故発生直後から、この図を記者会見で公表。
- ・ 新事実が出る毎に更新。

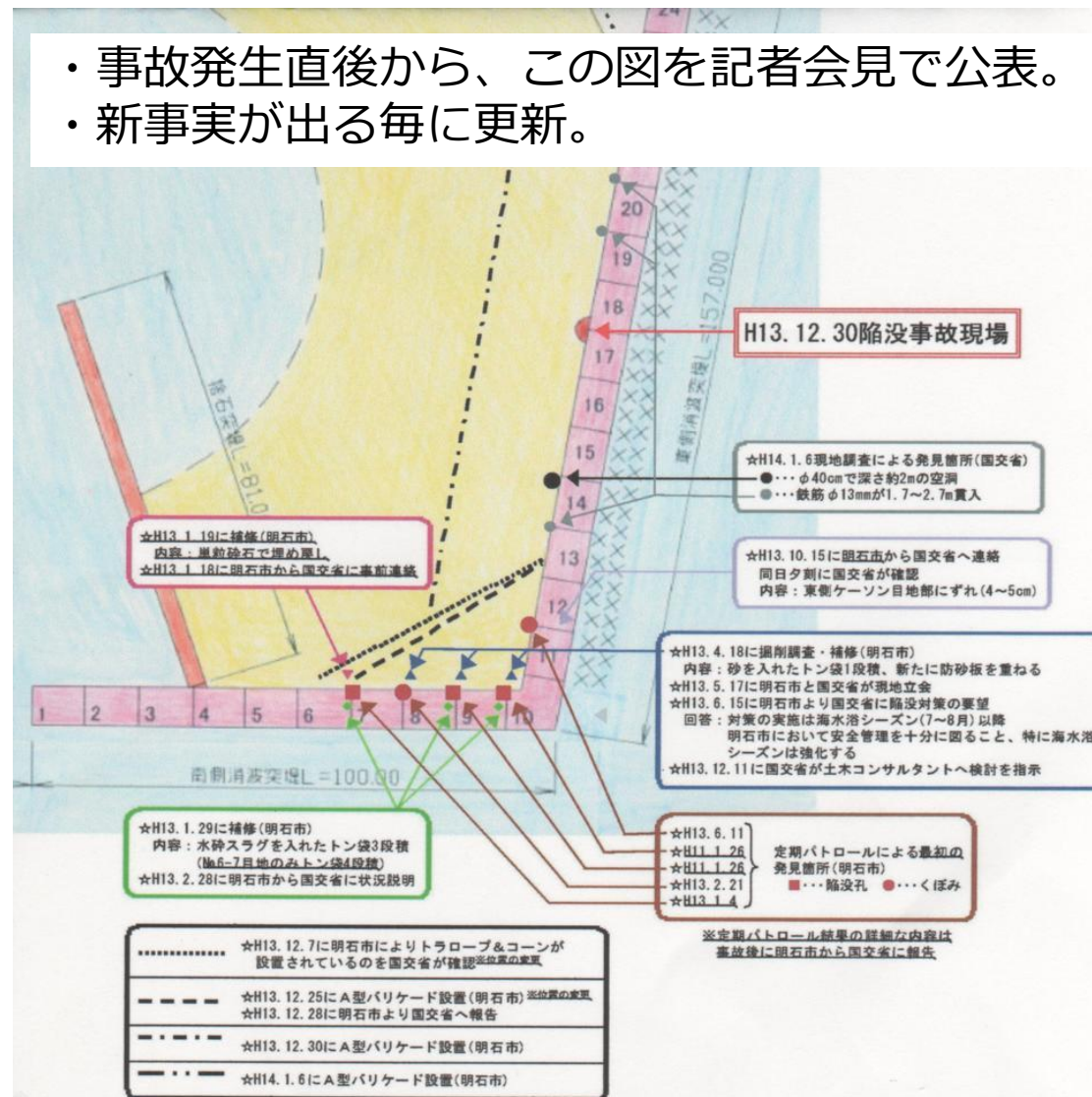


図-2.23 兵庫県明石市大蔵海岸砂浜陥没事故周辺に関する経緯について

# 5. 危機管理の体験から

## 事例 管理施設での利用者重大事故（4）

### 5) 原因究明と再発防止策

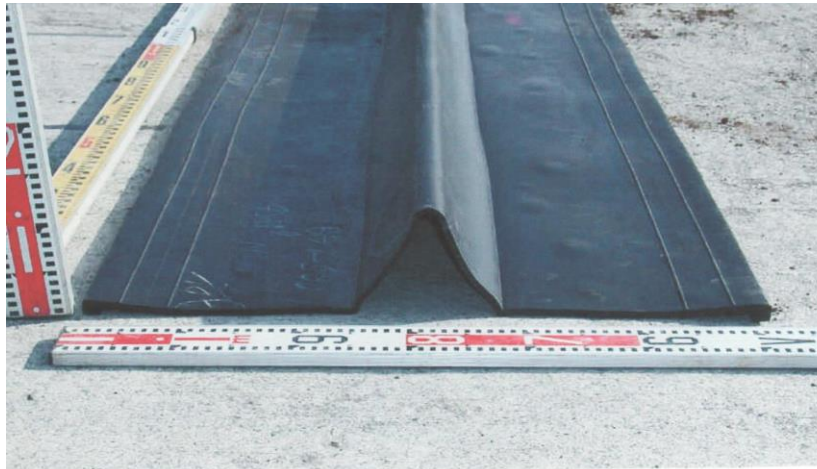
#### ① 事故原因究明

(社)土木学会海岸工学委員会による調査に協力

別添：報告書よりの抜粋

参照

<防砂板の形状(新品)>



<事故発生箇所の防砂板の状況>



# 5. 危機管理の体験から

## 事例 管理施設での利用者重大事故 (5)

レーダー探査により空洞を確認  
ウレタン注入



地表面から0.6mから1.4mまで、  
直径0.8mの空洞



# 5. 危機管理の体験から

## 事例 管理施設での利用者重大事故（6）



撮影  
2024年7月26日（金）  
午後4時過ぎ



### ② 再発防止策：

(社)土木学会委員会からの復旧方法の提案

- ・ 防砂板の適切な選定
- ・ 裏込材の配置と防砂シートの敷設
- ・ 裏込部と砂浜部の間にフィルター材の敷設
- ・ 養浜する砂の厚さを薄くする
- ・ ケーソン間に目地材を充填

→行政において、技術委員会で恒久対策を検討

## 5. 危機管理の体験から まとめ（危機対応で学んだこと）

- 瞬発力が大事
- ウソはつかない
- 普段からの備えが必要

○私の究極の判断基準

「やらなくて悔やむより、やり過ぎて反省する方が良い」

参考文献（平成21年当時）

「実践 自治体の危機管理」、 「実践 危機管理の広報」

田中正博著 （株）時事通信社

トップの判断

- ・危機の認識、そのレベル感の判断

トップの姿勢

- ・明確でシンプルな指示、陣頭指揮を。
- ・心づかいが重要。

「他山の石」 作戦

（含む、危機の芽を摘む。）

## 6. まとめ ～実践に向けて～

### 1) 技術者倫理の実践 何を守るのかを決めるのも**実践者も、技術者本人**

- ① 知識を身につける。 : 技術士倫理綱領、社内規則、業務関係法令等を、職場内や各協会等の研修などを活用
- ② 法令を遵守する。 : 法令内容等に不明な点がある場合は、上長等職場関係者、友人、恩師・先輩に相談
- ③ 助言を求める。 : 対処がわからない場合は、行動する前に、上長等職場関係者、友人等に相談
- ④ 声を上げる。 : 違反する行為や活動に気づいたら、内部通報制度により通報
- ⑤ 行動してください。 : 上記 ②, ③, ④が現在の職場内でできない企業の場合、転職を考えてください。  
そのためには、「実力」をつけておく必要があります。

### 2) 企業倫理の実践 決めるのは**経営層**、**実践は、経営層・中間管理職層・一般社員**

#### 経営層が、中間管理職層を通して

- ① **現場の実態を知る。** : 方針と、それを現場で履行させるための方策を合わせて立案する。
- ② **環境を整える。** : 社員に求める行動基準や方策等をできるだけ具体的に示す。必要なリソースを配分する。
- ③ **風通しの良い職場風土を形成する。** : 規則等には限界がある。これこそ実践の基本
- ④ **履行状況を確認する。** : フォローアップは不可欠



## 6. まとめ ～実践に向けて～

### ＜参考＞「モラル」（「生活倫理」）

倫理的な行動を知っているにもかかわらず、実行できないと感じる人々にとって、モラルは問題の解決に向け手掛かりとなります。

「**であってはいけない**」型で定義します。

1. **利己主義**：他人よりも自分自身を優先し、個人的な利益を追求すること。
2. **自己欺瞞**：自分の言い訳を信じ込み、現実を歪めて自己を欺くこと。
3. **意志薄弱**：正義や正しい判断をする勇気が欠け、他人の意見に流されること。
4. **無知**：知識や知恵を得る努力を怠り、適切な判断を下すことができないこと。
5. **自己本位**：他人の視点や意見を無視し、自分だけの立場や利益を優先すること。
6. **狭い視野**：物事の一面のみに固執し、全体的な視野を持たずに判断すること。
7. **権威追従**：自らの判断を放棄し、権威や上司の意向に従うこと。
8. **集団思考（浅慮）**：集団内の価値観や意見を優先し、独自の判断を怠ること。

## 6. まとめ ～ 何のための倫理の実践 ～

- ・ 技術（業）の倫理は、日常的の行動に直結しているもの
- ・ 技術（業）の倫理は、「学ぶ」ものではなく「実践」するもの
- ・ 技術（業）の倫理の実践には、同僚・仲間が必要

技術者個人の幸せ

企業の発展と社員の幸せ

公衆の福利（幸せ）、持続可能な社会の実現に貢献

産業界・顧客・国民から期待・信頼される

技術者

企業&社員

+

身近な人に尊敬される、誇れる人生を歩むために

ご清聴ありがとうございました。